

# 世田谷区基本構想審議会第1部会（第5回）

## 会議録

平成24年9月27日

世 田 谷 区

世田谷区基本構想審議会第1部会（第5回） 会議録

【日 時】 平成24年9月27日（木） 午後6時30分～午後8時30分

【場 所】 梅丘パークホール

【出席者】

- 委 員 竹田昌弘（副部会長）、森岡清志、宮台真司、宇田川國一、松田洋、  
上島よしもり、上野章子（第3部会）、宮本恭子（第3部会）、以上8名
- 区 宮崎政策経営部長、田中基本構想・政策研究担当部長、小田桐政策企画  
課長、望月基本構想・政策研究担当課長、笹部政策経営部副参事

【会議公開可否】 公開

【傍 聴 人】 8人

【会議次第】 議 題

- 1 今後の審議の進行について
- 2 第1部会の議論のまとめについて
- 3 その他

【配付資料】

- 1 会長・部会長会議報告
- 2 地域コミュニティ等に関するこれまでの議論
- 3 第2部会における地域コミュニティに関する議論
- 4 第3部会における地域コミュニティに関する議論
- 5 第1部会の議論の整理（案）
- 6 世田谷区における行政機関等の管轄区域割
- 7 区内の消防団及び防災区民組織の状況
- 8 世田谷区内に主たる事務所を置くNPO法人の一覧及び区との  
連携等の状況
- 9 区議会特別委員会による地域行政制度に関する検討資料
- 10 第1部会（第5回）での論点（案）
- 11 地区力の向上と地区防災対策の強化について（中間まとめ）
- 12 宮台委員提供資料

午後6時30分開会

（竹田副部会長）

- ◆ ただいまより、第5回世田谷区基本構想審議会第1部会を開催いたします。本日は、大杉部会長が欠席のため、副部会長の私が進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。初めに事務局より本日の出席委員の確認をお願いします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ それでは、委員のご出欠についてご報告いたします。第1部会8名のうち、お二方が欠席です。大杉委員と桜井委員です。第1部会以外の出席委員は、本日お二方お出でいただいています。第3部会から、上野委員と宮本委員です。なお、10分程遅れるとのご連絡を松田委員からいただいています。併せまして、事務連絡ですが、本日席上にお配りしています資料の3枚目をご覧くださいでしょうか。8月1日以降の基本構想審議会事務局体制についてという資料がございます。こちらに記載の通り、世田谷区では、8月1日付けで組織改正、人事異動がございまして、基本構想・政策研究担当部という組織を新たに設置いたしました。そちらのご紹介をさせていただきます。自己紹介させていただきます。

（事務局・田中基本構想・政策研究担当部長）

- ◆ 8月1日付けで、基本構想・政策研究担当部長になりました田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局・望月基本構想・政策研究担当課長）

- ◆ 同じく8月1日付けで、基本構想・政策研究担当課長になりました望月と申します。よろしくお願いいたします。

（竹田副部会長）

- ◆ それではお手元に第1部会第5回議題があると思いますが、1番の今後の審議の進行について、お隣にいらっしゃる森岡会長と第1～3部会長で会議をされたということで、事務局からその会議の次第をお話いただきます。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ それでは、本日お手元にお配りしている資料を最初にご紹介いたします。資料36から46までが本日使用する資料でございます。資料36をご覧ください。「世田谷区基本構想審議会 会長・部会長会議報告」です。平成24年7月27日（金）に開催されました。森岡会長や各部会の部会長の方などにお集まりいただき、基本構想の位置づけや部会・審議会の進め方について意見交換をいただきました。4番の「方向性」をご覧ください。

いただきたいと思います。ここに当日のご意見の方向性をまとめさせていただきました。こちらに記載している内容は、あくまで事務局として、会長・部会長にご意見をお聞きしたというもので、書かれている内容が、部会・審議会での決定事項という位置づけにはなってございません。内容ですが、①「基本構想・基本計画の期間について」ですが、第1部会でも、期間が20年で果たして良いのかというご意見があったかと思えます。会長・部会長会議の中では、20年先を見据えた構想としつつ、10年で見直しを行うというのがよろしいのではないかと。また社会状況に大きな変化があった際には、必要に応じて見直すということも必要だというご意見をいただいております。次に②「基本構想の議決について」ですが、第1部会では、基本構想を議決することの意味や、構想自体を条例として制定するという考え方などについて、ご議論いただいております。会長・部会長会議におきましては、基本構想を区議会で議決していただくべきというご意見をいただいております。次に③「基本構想と基本計画の位置づけについて」です。会長・部会長会議では、基本構想は区民・行政・事業者等が共有する方針として位置づける。基本構想においては、理念、将来像、重点的な目標を示した上で、基本計画においては、より具体的な解決策を示す。という、基本的にはこれまでの第1部会でのご議論と同じ方向性のご意見をいただいたというように事務局では認識しております。④についてですが、今後の部会・審議会の進め方についてのご意見です。各部会についてですが、9月中を目途に、各部会でのご議論を一度整理、まとめまして、審議会に報告するというご意見をいただいております。また、各部会の議論のまとめに際しましては、基本構想の「理念」「将来像」「重点政策」、これらを意識した議論の整理をしていきたいというお考えをいただいております。その上で、第3回の審議会を10月に開催し、各部会の議論の状況を報告した上で、全体での議論を再開するというご意見をいただきました。最後に⑤についてですが、審議会での議論と同時進行で、基本構想の答申案の文章を検討するための起草委員会を設置するというご意見をいただいております。会長・部会長会議の報告につきましては以上でございます。

（竹田副部会長）

- ◆ ありがとうございます。今の報告について何かご質問はありますか。部会での議論は一度整理して、来月の審議会でご報告し、全体の議論を再開するという事です。よろしいでしょうか。では、第1部会においても、来月の審議会報告に向けて議論の整理に入っていきたいと思えます。
- ◆ それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ それでは資料37以降をご説明いたします。資料37ですが、A3版縦型の用紙になっ

ております。第1部会における地域コミュニティ等に関するこれまでの議論を整理した資料の更新版でございます。以前にご覧いただいたことがあるかと思えます。これまでの議論を反映させている内容でございます。

- ◆ 次に資料38、39についてですが、資料38は、「第2部会における地域コミュニティに関する議論」を整理したものです。また、資料39につきましては、「第3部会における地域コミュニティに関する議論」を整理したものでございます。先日開催されました第3部会におきましては、第1部会において議論していただきたいとの要望も出されております。そういった項目も資料39に記載しております。一番下のくくってある部分でございます。
- ◆ それから資料40でございます。第1部会の議論を整理した案を事務局で整理したものでございます。これまで第1部会で議論いただいた内容を、課題と方向性で整理させていただき、その上で3枚目の下の部分をご覧いただければと思います。基本構想、基本計画大綱、こちらも構成に合わせてたたき台としてまとめてみました。こちらをご覧いただき、後ほど基本構想、基本計画大綱等についてのご意見等も含めていただければと思います。
- ◆ 続きまして、資料41～44についてです。一連の資料等を整理したのですが、前回の第4回部会におきまして、ご要望いただいた資料でございます。資料41「世田谷区における行政機関等の管轄区域割」を示したものでございます。左側の列に住所・町名が50音別に載っており、その次の列が総合支所等の表示、その次が出張所・まちづくりセンター27箇所の管轄区域になっています。以降は、地区の社会福祉協議会、清掃事務所、税務署、警察署、消防署・消防団、水道局、と概ね公共的なお仕事をしている部分の管轄区域を整理させていただきました。2枚目以降には、地図等の小学校区、中学校区、成城警察管内、玉川警察署管内、北沢警察署管内ということで、警察署の管内と世田谷区の総合支所の地域の関係を示したものです。ちょっと入り組んだ図となって見づらい部分もあるかと思いますが、4つの警察署が5つの総合支所の区域とどのように重なっているかというのが見える地図です。最後のページは、3つの消防署、成城、玉川、世田谷とありますが、この3つの消防署と5つの総合支所の管内の相関図といえますか、重なり具合を表した図でございます。参考に後ほどご覧いただければと思います。
- ◆ 資料42についてですが、「区内の消防団・防災区民組織の状況」を整理いたしました。ご案内の通り、消防団は3消防団、分団が36、現員は1,088名の方が団員として活躍されているということです。2番の「防災区民組織」ですが、世田谷地域が53、以下記載の通りで、合計で221の防災区民組織が組織されております。町会・自治会を単位としているとは、必ずしも言えないということになります。
- ◆ 続きまして、資料43でございます。世田谷区に主たる事務所を置くNPO法人（都知事認証）の一覧でございまして、それぞれの区との連携等の状況を整理いたしました。

法人につきましては、平成24年、本年の3月31日現在の法人、連携の内容等は平成23年度の実績を表してございます。活動の分野が保健・医療・福祉から団体支援等に至るまで、これだけの種類の事業をそれぞれのNPO法人がやっています。区との連携・区業務の受託の主な内容という欄が一番右端にございます。こちらで把握できる限りのものを記載してございます。

- ◆ 続いて資料44をご覧ください。こちらは本年7月26日付けで、世田谷区議会に設置されてございます、地方分権・地域行政制度対策等特別委員会で議論された内容を集約し、地域行政制度に関する意見についてということで取りまとめいただき、区長への意見として提出いただきました。内容としては、視察を行ったことに加えまして、この間にどういった議論がされてきたのかといった経緯を示していただいています。まちづくりセンター、出張所への権限を強化、また3ページ目に書いてございますが、まちづくりセンター、出張所の配置状況について、防災や災害対策について、相談機能の充実についてということで、まちづくりセンター、出張所の項目についてを中心に議論を整理され、区長の方へ意見として提出いただいたという資料でございます。後ほどご覧いただければと思います。
- ◆ 資料45の説明をさせていただきます。「第1部会（第5回）での論点（案）」と書いてございます。本日の議論の論点などについて、委員の方にあらかじめご意見をお聞きし、まとめたものでございます。これまでの議論で不足する部分の議論といたしまして3点。「地域の方針決定への区民参加」「外国人、障害者などを排除しない社会について」「基本構想を条例とすることについて」。この3点についてまだ議論が不足しているのではないかということで、ご意見をいただいております。それから2番目の「第1部会での議論のまとめについて」、こちらにつきましては先ほどご説明しました資料40に、これまでの事案を整理させていただきます。この2点が、第5回、本日の論点となろうかという、事務局での案でございます。これを参考にいただき、ご議論いただければと思います。
- ◆ 最後に資料46でございます。世田谷区役所の中で、地域行政制度についての検討をしております。その中間報告が昨日まとまってまいりました。本日、追加で席上に配布させていただきました。事前にお送りできませんでしたので、概要をご説明させていただきますと、ポイントが2点ございます。開いていただきますと、目次がございます。1ページ目に「趣旨」が書いてあり、2ページ目以降に「地区力の向上と地区防災対策の強化について」、9ページ以降に「今後の取組み・方向性について」、12ページ以降は、資料を整理して載せてございます。1つ目のポイントであります、「地区力の向上に向けたネットワークの強化」という点ですが、2ページをご覧くださいませでしょうか。1つ目のポイントとして挙げた「地区力の向上に向けたネットワークの強化」については、出張所・まちづくりセンターの班域を単位として、地域内の様々な団体、グループに参加していただく、「(仮称)地区情報連絡会」を設置するというものを検

討しています。2ページの（1）の2段落目にその内容を説明している箇所があります。2つ目のポイントですが、地区における防災対策の強化ということでございます。こちらにつきましては5ページをご覧ください。現在の世田谷区が、出張所・まちづくりセンター等を中心に行っている地区の防災対策の内容を説明しています。6ページの「(仮称) 地区防災活動推進センター」機能の位置づけについてと書かれているところをご覧ください。このページに、地区防災対策強化として、出張所・まちづくりセンターの班域を単位とした活動推進センターを平常時から設置し、日常的な防災活動を行うことなどについて、今現在検討を始めているということでございます。以上が大きな2点のポイントでございますが、現在までの地域行政の取組みを踏まえた今後の方向性について検討している中で、現在の検討状況の中間のまとめとして整理したものがこの冊子でございます。これに基づいて、今後地域行政のありようについて詳細を詰めていくということが、今現在の区の地域行政に関する課題であると思っております。後ほど、参考にご覧いただければと思います。資料の説明は以上でございます。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。「世田谷区における行政機関等の管轄区域割」の、警察と消防の番号が、出張所・まちづくりセンターの1から27までどこなのかという一覧表を出していただけますか。
- ◆ 今ご説明いただきましたが、ご質問はありますか。

（上島委員）

- ◆ 資料45「第1部会（第5回）での論点（案）」ですが、これはどこで出されたものですか。一つ考えられるのは、部会長と全体での会があったというお話でしたが、そこで出てきた議論の論点なのか、もしくはこれまで部会長の方から直接指示を出された内容なのか、これが出てきた経過について教えていただきたいのですが。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ これまで第1部会の中で、第1回からご議論いただいていた内容等を踏まえて、加えて第1回では、第1部会でテーマとすることは何かという資料をいただいていたところです。それらをこれまで4回までの議論を照らし合わせてみますと、これについての意見という意味でお出しいただいていることがなかったのではないかとこのものを事務局の方でポイントをまとめてみると、この3点かなということで、今回、案としてお示しいたしました。ご意見をいただいた上で、さらに不足する部分等がございましたら、本日追加でご議論いただいてもよろしいのかなとは考えております。以上です。

（竹田副部長）

- ◆ よろしいでしょうか。第1部会は、コミュニティと地方自治、情報とコミュニケーション、大きく言ってこの2つのテーマを連ねております。とりあえずの議論の取りまとめということで、資料40でまとめていただいたということです。資料45にある、少し不足しているのではないかとというテーマが3つです。コミュニティ・地方自治ですが、基本構想において何を示すべきか、ということで、宮台委員から20分程度ご意見をいただければと思います。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 今、資料をお配りいたします。時間的に不備がありまして、お二方で一部ということでご覧いただけますでしょうか。

（宮台委員）

- ◆ タイトルが「なぜ＜共同体自治＞が必要か」という資料です。自治について考えるのが、第1部会の課題ですが、いろいろな話が出てきがちになる中で、今も先端学問の水準では、なぜ自治が重要だと考えられているのかということグローバル化を背景にして、議論をしてみたいと思っています。資料の1枚目、「日本の民主主義がうまく行かない二つの理由」というところです。日本の民主主義は、今の永田町も霞ヶ関も状況を見ても分かるように、うまくいっていません。あるいはその原発に関わる政策もうまくいっていません。実は日本だけでなく、多くの先進国でもうまくいっていないのですが、それは後で補足するとしまして、日本の民主主義がうまくいかない理由は、グローバル化を背景にした困難が第一として挙げられます。それともう一つ、日本の特有の心の習慣が挙げられます。1番目のグローバル化を背景にした困難というのは、グローバル化を背景にしてその各国社会に不安をつくり、それをベースにしてポピュリズムが覆い尽くそうとしているということです。日本であるがゆえの困難というのは、もともと日本に民主主義を支える自立した主体が存在していないというものになります。お手元の資料を1枚めくっていただけますか。グローバル化による困難は、日本だけでなく先進各国を襲っています。欧州の信用不安というのも、実はグローバル化と民主制との両立困難を表しています。アメリカにおける社会保障制度改革、社会保険制度改革、これも同じことを示しています。グローバル化というのは、資本移動の自由化のことで、分かりやすく言えば、先進国の各企業が、新興国の企業と競争状態に入るがゆえに、労働分配率を切り下げることが余儀なくされるという状態。あるいは、資本の流失を避けるために、法人税や所得税を下げていかざるを得ないという状態を意味しているわけです。そうすると、一将功成りて万骨枯る、すなわち、首尾よく所得の切り下げ、分配の切り下げに成功した会社が生き残るわけですが、そ



の結果、格差化と貧困化が広がるということ。これは先進各国で広まっています。当然、格差化と貧困化を背景にして、再配分要求が高まっていくわけです。しかし、今申し上げたような理由で、政府には無い袖は振れません。小さな政府は、もはや政策的な選択ではなくて、それしかない道なのです。ところが、それゆえにこそ、痛みゆえ、あるいは不安ゆえのオピニズムが大きな政府を主張する大統領や与党を誕生させ、周辺からこの国の国民も政府も財政についてまともな信念を持っていないとみなされ、通貨と国債が売られまくるというようにして、信用不安が広がっていったわけです。アメリカの場合、皆さんご存知かもしれませんが、オバマ大統領の最大の目的は、国民皆保険です。これを実施することです。厳密な意味での皆保険化はできなかったのですが、少なくとも4千万以上いる保険に入っていない人たちを救済することには成功したわけですが、これが憲法違反だと、共和党支持者を中心とするポピュリズム的な運動が起こり、連邦最高裁判事が保険料の強制徴収は税金の徴収と同じだという、多くの人を腰を抜かすような論理を駆使することによって、合憲判決を下すということで、かろうじて社会的な崩壊を食い止めることができました。ロバーツ判事は、ブッシュ大統領の下で誕生した、共和党の右の判事ですから、もちろん信念としては違憲判決を聞いたかかったところでしょうが。それをするると共に4千万以上の保険未加入者の社会に構築され、社会不安がジャックされてしまうという問題に対処したわけです。という具合に、実は日本だけではなく、多くの先進国でグローバル化が不安を引き起こし、ポピュリズムをクローズさせ、その結果、グローバル化に対する適切な対応を妨害するというを引き起こしています。2番目の日本であるがゆえの民主主義の困難というのは、昔からよく言われることです。丸山眞男は昔から言っています。まず、エリート層が抱える問題として、彼は、現状を見ずに権益だけを見るデタラメな制圧策立案、特に陸軍と海軍のエリートを分析して出しています。陸軍と海軍は弾丸からネジ拭き一つにいたるまで、まったく規格が揃ってなく、それぞれが陸軍圏域と海軍圏域だったからです。それだけではなくて、それぞれに現状分析部署と政策立案部署があり、政策立案部署の方が偉かったのですが、政策立案部署は現状分析部署をまったく参照せずに権益だけを見て計画を作り、現状分析部署がそれに合わせて現状分析をひたすら書き換えるという、デタラメが繰り返されていたのです。それゆえに零戦をつくっても、戦争をまったく合理的にマネージできないという体たらくを招いたというふうに彼らは思っています。もう一つ丸山が、被エリート層の破壊問題として、共同体の空洞化を背景にした感情的な噴き上がりというのを提示しています。これはインチキインテリ論として知られている理論です。簡単に言えば、自分は主観的に不幸だという意識を持ち、なおかつ知的なネットワークから排除されている層だ。軍事にも歴史にも外交にもまったく知識がないがゆえにこそ、むしろ軍事や外交などの感情的な釣り針に引っ掛けられて、やっちまえというふうに吹き上がるわけです。これはよく知られた彼の理論です。これが日本であるがゆえの問題ということになり

ます。丸山によれば、日本はその意味で遅れてゆく話だったのですが、不思議なことにグローバル化が進みますと、先進各国が日本を追いかける状況になってきました。つまり、グローバル化によって、中間層が急速に没落しました。アメリカでは、IT技術者の年収が半分以下になってしまいました。これはインドとの競争によるものですね。この巨大な大規模な中間層の没落を背景にして、知的なネットワークから孤立した鬱屈した存在が大量に作り出されるということです。その結果、セキュリティヒステリーが蔓延する様々な奇妙な問題が起こっているということです。さて、私は社会学者ですが、社会学ではむき出しの個人は危険だというように考える伝統的な発想があります。古くはエミール・デュルケームの発想なのですが、20世紀の前半が、社会学の中心がアメリカに移ってくる頃にも、アメリカで実証研究をして、むき出しの個人が危険だという話が再度議論されました。たとえば、ジョセフクラッパーの限定効果説と言われているものは、有害コンテンツというものがあるのではなく、むき出しの個人が、つまり対人ネットワークをうまく調節されていない個人が、どんな内容であれ、マスメディアの影響を過剰に受けてしまいやすいという理論を示しています。そのまま10年後くらいですが、ポール・ラザースフェルドという、オピニオンリーダー説、ないし、コミュニケーションの2段の流れ仮説を出しています。マスコミの状況は一般には個人をダイレクトにヒットするのではなく、小集団のオピニオンリーダー層にまず咀嚼されて、彼の解釈が小集団の末端に共有されるのだというようにしたのでですね。言い換えると、この小集団が解体すると、マスコミ情報がダイレクトに個人にヒットすること、その可能性を危惧していたと考えることができます。リースマンの孤独な群集にも、似たような文脈で江戸時代に出されています。こうしたむき出しの個人は危険だという理論は、ヨーロッパやアメリカでは定番のものです。ヨーロッパではそういった考え方を互換性の原則と言いますし、アメリカでは共和制の原則と言います。それぞれ歴史的な経緯はまったく違って、ヨーロッパの方は市民、あるいは市民的理性を徹底して開示するところから思想が出発していて、市民を中間集団に包摂しないと危ないという話になるのですが、アメリカの場合には、逆に英国国教会の弾圧を逃れて国を作った人たちの作った社会ですので、市民的理性に対する過剰な信頼があるのですが、彼らが作り出したアソシエーション、つまり中間集団、振興共同体をベースにして国家はそれ上にかぶさるべきだということで、両方とも中間集団、あるいは共同体を非常に重視するという奇妙な一致点をみせています。日本には、ヨーロッパでもアメリカでも、国家に場合によっては敵対する単位、ユニットとして考えるという中間集団、共同体というのは、もともと存在しません。明治5年の学制改革以降、とりわけ自然村の行政村への置き換えと我々は言っていますが、中間集団すべて、統治のツールに成り果ててしまうということがありました。その結果、日本では共同体全体主義ということで、物が蔓延することになっています。お配りした資料で、山口県知事選挙の現場の話ですとか、天津市いじめ事件の現場の話。いじ

めのフィールドワークをしていたのですが、親の力関係が子の力関係に反映したがゆえに、親が何も言わないという、よく言われた問題ですね。そうしますと、共同体というのは、果たして望ましいのか望ましくないのかという問が生まれることとなります。つまり、共同体は全体主義のストッパーなのかインキュベーター、それを育て上げる装置なのか、どちらなのかということです。丸山は、妥当な民主制は自立した共同体を必要とするという話をしました。簡単には、妥当な民主制は自立した個人が要件です。自立した個人というのは必ず国家から自立した中間集団をベースにして育まれるという理論を参照しているわけです。逆に言えば、民主制がうまくいかないのは、個人が自立していない。なぜ個人が自立していないかという、共同体が自立していないからである。これは丸山の単純なロジックです。たとえば、国家に依存する共同体は、国家にたてつく個人を封殺する方向で行動するのが当たり前ですから。ということで、基本的には共同体が国家にぶら下がる、依存する存在なのか、自立する存在なのかということが、民主制を支える個人を生み出せるかどうかを決めるというように考える。ただ、先ほど申しましたように、丸山はアングロサクソン社会を理想化して、日本をだめな社会だというように事実上言ったわけですが、昨今はグローバル化によって彼が理想として欧米社会もほぼ日本と同じように、中間集団、あるいは共同体の自立が非常に危うくなってきていて、その結果、民主主義がポピュリズムの危機に陥っていることが多くの社会学者や社会思想家が注目しています。デタラメな民主制を妥当な民主制にどうやって立て直せるか、それはただ一つです。個人を自立させるべく、共同体を自立させる必要があるということになるわけです。ここまでが復習で、妥当な民主制とデタラメな民主制の分岐点、それは共同体の自立か依存かということです。したがって、我々にとっての課題は、いかにして自立した共同体を実現するかということになります。さて、自立した共同体の構築で向けた誤戦略。丸山は、事実上戦略的に失敗をしました。事実上、個人は自立するべきだといったようなべき論によって社会を変えることができないということが改めて確認されたわけです。ここで参考になるのが、アンソニー・ギデンズという社会学書の構造化理論です。文化ないし、心の習慣をエートスと言いますが、これは簡単には変えられません。しかし、ギデンズによると社会構造と文化の間に循環があります。文化が社会構造を可能にしている、社会構造は物財や人の配置ですが、その社会構造が文化を可能にしていくのです。それにはサーキュレーションがある。社会構造がなんらかの仕方では立ち行かなくなれば、社会構造を前提にして可能である振る舞いができなくなるわけですから、文化も変わらざるを得ないわけです。文化と心の習慣が変わってしまえば、心の習慣を前提にしていた制度的な振る舞いも不可能になってしまいますから、社会構造も変わらざるを得ないという図式です。そこで、丸山の失敗を乗り越えるためには、べき論によって人々の振る舞いを変えさせるのではなくて、社会構造、人や物や制度の配置を変えるところから出発するべきだということです。さて、社会構造をどうやって

設定するのか。それはどういう心の習慣を最終的に身につけるべきなのかというところから考えるべきことです。任せて文句を垂れる作法から、引き受けて考える作法へと書いてあります。これは自立ということの言い換えだと考えてもいいですし、あるいは、心理的理性の獲得だと考えても言えるわけですが、とりわけ日本の場合にはそれに加えて、空気に縛られる作法から理性を尊重する作法へとシフトすることが必要です。この「べき論」によってもたらずのではなくて、仕組みによってもたらずことはできないかということですね。次に、設計の指針の②、包摂に向けた設計についてもお話をします。丸山は、インテリ論というのは、クレージークレイマー論につながります。普段、別の文章に書いてあるのですが、日本は80年代以降、正確に言うと70年代後半からなのですが、何かというと設置者責任や管理者責任を問う訴訟が連発されるようになった結果、放課後の校庭もロックアウト、屋上もロックアウト、ありとあらゆる道にはガードレールが作られ、ヨーロッパ的基準から言うと、言語道断、あり得ないまちづくりが展開してしまいました。これは、一部は第1部会でも話をさせていただいたことですが、丸山の発想によると、これは共同体の空洞化を背景とするものです。まず、主観的に不幸だと思う層が生まれる背景にも、共同体の空洞化がいますし、彼らの吹き上がりを囲い込んで、宮台がクレージーなことを言っているけれども、行政も政治家も聞く気はまったくないというような、地域の声が存在しないように、ラウド・マイノリティーと言いますが、声がデカイ、極端な人たちの言うことが行政や政治に反映しやすくなってしまっているのです。これは日本だけでなく多くの国で起こりつつある、とりわけ外交に関するパブリック・ディプロマシーを背景にした外交が行き止まりに出会ってしまうという問題としてよく知られていることです。

- ◆ 住民投票という処方箋は、いろいろな処方箋がある中で一つ考え方としてヒントにさせていただきたいと思います。私はみなさんご存知のように原発都民投票条例の直接請求を求める請求代表者として署名活動を行ってきて、直接請求自体には成功しました。これは二つの誤解に見舞われていました。これは脱原発条例ではありません。原発推進であれ、脱原発であれ住民の意思をベースにして政策を決定してもらうように促す流れです。ちなみに私は2年前までは原発推進を公言していましたから、当然、住民投票が脱原発条例を意味するものではないのは、当然のことです。よくある批判が第2点目なのですが、住民投票が世論調査による決定だと誤解されて、ポピュリズムだけに批判される点です。これはヨーロッパでは30年以上前にでたらめな批判だとされているものです。なぜならば、住民投票の本質は住民投票に先立つ公開討論会とワークショップにあるからです。パネルをめぐっていただきたいのですが、国や自治体や企業に一部は法律や条例に基づいて情報を開示させます。福島原発事故を見れば明らかのように、私たちはまともなデータに接することができない状態に留め置かれました。そして、開示したデータをベースに論点ごとに対立的な立場の専門家同士の討論、市民との質疑を行います。ちなみに、日本の審議会制度はイギリスから見れば20

～30年遅れで、行政管理は事実上人選を決めているという段階でシナリオが確定してしまっています。議会から提案されるにせよ議員から提案されるにせよ、行政から提案されるにせよ、最終的には専門知を欠いた議会が、専門知を背景にしたと称する審議会の結論をベースにして決定してしまうことが起こりがちです。これはイギリスで詳しく議論されてきた経緯があります。これを避けるのが住民投票と公開討論会ないしワークショップの組み合わせで、これは医療の現場におけるインフォームドコンセントの発想によく似ています。かつては担当医師の決定にすべて任せるしかなかったのが、今ではセカンドオピニオンをとるように言われるようになりました。いろいろな専門家の議論を聞いた上で、最後は非専門家である当事者が決めるというロジックが、今日では一般的になっています。それと同じことを、それぞれのユニットにおける政治的な決定においてももたらそうということです。したがって、住民投票の目的は以下の二つになります。一つは、おためごかしの専門家を参照とした審議会制度のようなものに基づく巨大なフィクションのまゆを破壊するということです。日本だけに存在する神話がたくさんあります。原発絶対安全神話に、いつかは回る核燃料サイクル神話＝全量再処理神話、また原発は安いという原発安価神話、これは今日では木っ端微塵になってしまいました。いつかは回る核燃料サイクル神話を取り除くだけで、じゃぶじゃぶ水に浸かった中間貯蔵施設も、あるいはサイトで溜まった使用済み核燃料は今資産計上されているようなものはすべて負債計上されるようになり、電力会社の半分近くは、それだけで倒産する可能性があります。もう一つの目的は、分断された地域共同体の再統合です。私たちが提案した条例案が16歳（高校生）以上と永住外国人を含んでいるのかと言いますと、これは単なる投票資格ではなく、公開討論会やワークショップに参加する資格のことを言っているのです。それによって、世代的な分断あるいは民族的分断を克服するのです。シャンタル・ムフが、そのようにしてお互いに相手が何者であるかを知らない状態で、誰々は恐ろしいとか、最近の若い者は、といった議論がなされているが、それを超えるのです。つい最近ピースボートが来ましたが、どこの国にもへたれもいれば勇ましい人もいます。分かりやすく言えば、日本人のあさましい人たちと外国人の勇ましい人たちのどちらが自分たちの近くに感じるのかといった問題は、実際に熟議、単なる話し合いではなく、アクセル・ホネットという人の言い方によると「地平を切り開く対話」であって、要は気づきです。アウェアネスを目的としたものです。中国人というのは意外に立派だとか、年長者というのは意外に頭が柔らかいのだとかということです。そのような、分断された地域共同体の再統合の契機としてワークショップ等を使っていこうということです。分断されているが故に依存的にならざるを得ない共同体から、自立した共同体へとシフトし、それによって自立した個人を支える出撃基地であり、帰還場所となるような共同体をつくっていくということになるのです。したがって、共同体自治への処方箋は、民主主義のバージョンアップであり、別の言葉で言うと、民主主義は日本で間違っ

されているような多数決のことではなく、参加と包摂のことなのです。これは「あたらしい憲法のはなし」という文科省（当時の文部省）のパンフレットのでたらめという事で、よく議論させていただいています。みんなで決めたことは大して間違わない、というのはあり得ない非常識です。みんなで決めたことは大抵間違いだ、というのが政治学者の基本的な考え方です。しかし、それ以外に正当性の調達の方法がないから仕方なしにやるのだというのが、ウィンストン・チャーチルの有名な「民主主義は最悪の制度であるが、他よりもまだからやっているに過ぎない」という言葉です。参加というのは、今言った、ワークショップによるまゆ破りを意味するでしょうし、包摂は参加を通じで分断を破っていくことを意味するでしょう。民主主義は単なる話し合いではなく、熟議、立場が決まったディベートやデモンストレーションつまり支持者集めではなく、議論を通じて目からウロコのな気づきを獲得するということになるわけです。最終的に言うと、共同体自治に必要なのは、強力な価値とリアリティなのです。価値を「べき論」でだけ提案しても絶対に変わりません。価値を実現するような一定の仕組みを設計する必要があります。日本では、価値とリアリティのどちらかに偏りがちです。民主党は価値だけが存在してリアリティが全くなかったので、残念ながら現在のような体たらくとなってしまうました。自民党は既得権益にへばりつくリアリティというものがありますが、価値が不在で、それは戦前の右とは全く違っています。

- ◆ 都市を、地域を社会を我々のものにするために、強力な価値と徹底したリアリティをシェアする。そのことで我々を作り出す。そうでないと生き残れない。実はこれは、意見あるいは価値観として表明しているものではありませんが、価値というよりも昨今の政治哲学や社会学の議論を見ればわかるように、それ以外に生き残りの選択肢がないのです。フィクションの巨大なまゆを破らなければ、我々には未来は存在しないのです。地域の分断を克服しないと、今後、生産人口の低下に見舞われる我々のような社会は、関東大震災の時の朝鮮人虐殺問題などを参考に考えれば良いのですが、我々の社会にも未来がないということになるのです。以上、今日説明があった様々な問題に対して、価値をシェアしていく以外に、日本だけでなくどの社会にも生き残りの可能性が存在しないことを申し上げました。

（竹田副部長）

- ◆ 今のご意見に対してご質問があればお願いします。
- ◆ これまでいくつかコミュニティの話とか、情報コミュニケーションの話で出てきたものをまとめていただきました。ありがとうございました。
- ◆ では、本日の3点ほどある論点に移りたいと思います。宮台委員のお話も参考になると思いますが、1点目の地域の方針決定への区民参加について、ご意見をうかがいたいと思います。まずは松田委員、お願いします。

（松田委員）

- ◆ 区民参加については、大きな方向性としては賛成です。議会だけではなく、ポイントポイントで区民の声も方針で決定されるという点で、全員が自分たち自身のこととして考えられる仕組みがあれば、世田谷のブランド価値が高まるのではないかと考えています。
- ◆ 宮台委員のご意見について自分の中で整理できていない点が2点ほどあり、質問させていただきたいと思います。まず1点目が、住民投票の役割のお話についてです。議会の役割と住民投票の役割をどう区別し、議会の決定と住民投票の決定とがどのように位置づけられて、住民投票が区の方針としてどう入り込んでいくのかということです。具体的な話になってくる時に、区民参加をどう決定に取り込むか、最終決定権をどうするかがよくわかりませんでした。
- ◆ 2点目ですが、世田谷区は東京23区の中の1プレーヤーとして位置づけられていますので、都の方針の進め方と区独自の進め方とがあると思うのですが、区がどこまで独自性を持って進められるのかがわかりませんでした。

（竹田副部長）

- ◆ 都も区も地方自治体ということで、基本的に自治ですので、従属関係にあるわけではなく、いろいろな事業を通じて都からお金をもらうことはあると思いますが、独立して存在していると思います。
- ◆ 宮台委員、質問に対してご説明をお願いします。

（宮台委員）

- ◆ ポピュリズム批判と同じで、議会軽視だという批判がかつてヨーロッパでもありましたが、今では完全に時代遅れになっています。例えば、巨大なフィクションのまゆを破るのに、住民投票と公開討論会、ワークショップの組み合わせが資するのであれば、そこでの成果を踏まえて議会が議論できるので、議会にはそういった成果の利用をしていただけるという意味で、議会は寝首をかかれずに済みます。
- ◆ また、過去10年間で新聞の広告収入は6割くらいごっそり減って、既に4割近くまで減りました。なぜかと言うと、かつては大新聞あるいは議会の議論は巷での議論よりも高度であるという信念があったとすれば、今は議会の議論とインターネットの議論のどちらが高度かと言えば、多くの場合、巷の議論の方がはるかに高度です。それ故に、新しい意味での正当性の危機が生じているのです。したがって、議会と住民自治、住民投票的なものとの間の相互補完関係を抜きには、議会の決定が正当性を保つことはできないのです。これは先進国だけでなく、インターネットを背景として知識社会化した社会の宿命というべきものだと理解しています。

（森岡委員）

- ◆ 地域の方針決定の区民参加という話は、第3部会からの要請によって第1部会で検討して欲しいとして出された議題です。ただ、地域がどの範囲を指すのかについて第3部会からは何の指示もありません。私が前回申し上げたように、行政との対応という形で住民参加を考えていくのであれば、少なくともまちづくりセンターや出張所という単位・空間範囲、それから支所・総合支所という単位・範囲を拠点とし、その中で住民参加をどこまで広げるかという仕組みづくりが必要になると思います。区民が行政と対等なパートナーとして直接いろいろ意見を言い合い、まとめやすいのは、おそらく最初は出張所だろうと思います。しかし、これもどのような共通の問題があるかによります。一つの出張所、まちづくりセンターの地域空間の中で解決・処理できる問題であればよいが、しばしば複数のセンター等にまたがるでしょうから、その場合は支所単位で住民参加を進める、あるいは複数のまちづくりセンターがお互いに連携し合って住民参加を進める、そういった工夫の仕組みづくりが今後必要になると思います。

（竹田副部長）

- ◆ 松田さんいかがですか。

（松田委員）

- ◆ 私は地域というのを世田谷区全体をイメージしてお話したのですが、森岡委員のお話からすると、地域とはより細分化されたものだと考えてよいのでしょうか。

（森岡委員）

- ◆ はい。

（松田委員）

- ◆ そうすると、細分化された各地域にある程度権限を持たせてどう進めていくかということが、議会とは別に住民参加によって物事を決めていく仕組みを導入するという考えなのでしょうか。

（竹田副部長）

- ◆ そこは議論だと思いますが、法令上権限は新たにつくらなければなりませんので、区なり議会の方である地域の方針・政策を決める際に、地域の方に集まっていただき、宮台委員のおっしゃった公開討論会あるいはワークショップかも知れませんが、そこで聞くという形での区民参加というイメージもあると思います。



（宮台委員）

- ◆ 名古屋市と松阪市では、市議会で議論すべきアジェンダを半数以下に減らして、基本的には小学校の学区を単位とした住民協議会に決めさせるということをやっています。しかしまだ試行錯誤過程にあり、住民協議会に丸投げできるという発想の名古屋市が一方にあるとすると、松阪市では行政職員がある種のファシリテーターとして汗をかきながら、様々な専門家の存在や様々な価値の存在、様々な仕組みの存在を説明して回るということをしています。

（森岡委員）

- ◆ 補足しますと、名古屋市とか金沢市とか松阪市では明治以降歴史的に校区（校下）のまとまりが強く、いろいろなデータを世田谷が出張所単位で出すのと同様の感覚で、校区（校下）単位で出すのです。そういうまちにとってはその方が自然なのです。

（竹田副部長）

- ◆ それは条例で定められているのでしょうか。

（森岡委員）

- ◆ そこまではわかりません。

（竹田副部長）

- ◆ では上島委員このテーマでいかがでしょうか。

（上島委員）

- ◆ 宮台委員のお話もよくわかりますし、施策展開において住民の声をしっかりと汲み上げていく、もしくはそこでよい方向に導くような醸成する装置をつくっていくことには基本的に賛成で、私たちがつくっていかなければならないと思います。ただ、私が議員だからかも知れませんが、最終的には世田谷区では区議会が責任ある立場で総合的に物事を見て、区民から公式に選ばれた議員が判断するのが基本ではないかと思えます。
- ◆ 宮台委員の講義をもう少し勉強するように言われるかも知れませんが、例えば、森岡委員から地域の範囲というお話がありましたが、どういうテーマかにもよりますが個別テーマだと、地域範囲にすこぶる利害関係者と全くの無害関係者などいろいろな人がいる中で、公開討論会やワークショップをすることが本当にリアリティがあることなのかという思いもあります。方向性として、もしくは理念として目指すべきとは思いますが、そのつくり方となると、名古屋市や金沢市、松阪市などもしっかりと見な

から考えていかなければならない、民主主義の根幹にかかわる話だと思いますので、慎重に考えていきたいと思います。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。
- ◆ 宇田川さん、いかがでしょうか。

（宇田川委員）

- ◆ 区民そのものが区役所よりもまちづくりセンターや出張所の方が行きやすく、また話しやすいのではないかと思います。
- ◆ 一番困るのは、もし災害があったらどうするのかということです。センターに力がなく、いなかったら区役所だけでは絶対に泊めることができないと思います。そういう点で、センターの財政も権限ももう少し強固なものにしていかなければこれからは難しいのではないかと思います。身の丈にあった基本構想にしていきたいと思います。
- ◆ まちに越して来て転入手続きをすると町会などの申込書をくれる区もあるそうですが、そういうことも順次やっていくべきだと思います。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。総合支所は五つでしたか。27あるまちづくりセンター・出張所を強固なものにというご意見でした。
- ◆ 第3部会から来られた委員に、この議題をいただいた経緯と、第3部会ではどのような議論になったのか論点をお聞きしたいと思います。まずは、上野委員、お願いします。

（上野委員）

- ◆ 私も以前からこの会議場で、ディベートの習慣ということで当事者意識を持ってもらうためにも小学校からそのような授業をしてはどうかと度々発言して来ましたので、宮台委員のお話についてもっともだと思いました。
- ◆ ただ、包摂に向けた設計ということで一つ危惧したのは、これから経済が右肩下がりになる時に、近視眼的にもものを見てしまう人が増えてくる中でディベートした場合、果たして不遇意識の緩和になるのかどうか疑問を持ちました。
- ◆ 地域をどう考えるかということについては、第3部会でもまちづくり出張所を単位とするのか、学校区を単位とするのか等いろいろな議論が出て、答えは出ていません。ただ、小さな政府という考えからいくと近いグループで地域とすべきではないかという総意はありました。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。では、宮本委員お願いします。

（宮本委員）

- ◆ 私は全部会に出席させていただきました。第3部会での話では、やはり出張所単位に五つに分かれるという話が部長から出ていたことを覚えています。また、第2部会では小学校単位で意見を汲み上げていくということと、コミュニティをつくるということを目指してはどうかという話がありました。
- ◆ ワークショップの件ですが、以前松田委員がおっしゃっていましたが、声を出せない人たちの声をどのように汲み上げていくかを考えると、ある程度小さい単位でいろいろな方からの意見を聞くことが大事ではないかと思います。

（宮台委員）

- ◆ まず、私たちの社会はうまくいっているのかということですが、おそらく国民生活選好度調査的には、どこよりも安心・安全、便利・快適なのでしょう。しかし、幸福度調査の順位は75位から90位の間を低迷し続けています。OECD加盟国を含めて先進国に属することが恥じであるくらいのダメな社会です。自殺率はイギリスの4倍、アメリカの2.5倍くらいになってしまいました。これでもうまくいっていると言えるのであれば、このまま運営すればよいのでしょうか、参加と包摂をうまくしていかないと、この社会はダメになるというのが、学問の教えだと考えます。これは、背後にグローバル化を背景とした不安化、不安を背景としたポピュリズム化ということが起こり、ますますポピュリズム化していくことが日本だけでなく世界各国を見ても明らかです。そのため、様々な緩衝装置をけん制し合う仕組みをつくっていく必要があります。
- ◆ 世田谷を含めてどこもが、これから人口当たり行政が使えるお金がどんどん縮小していくこととなりますので、行政が小さくなっていく部分を社会を大きくすることで補わない限り、個人がこぼれていくことは100%確実なのです。これについてはみなさん異論はないことと思います。このような時に、我々がお互いに支え合える単位、まずは地域という単位を考えていく、これは互換性の原則のポイントです。もちろん小さなユニットだけでは解決しない問題がありますので、それは上のユニットに上げていくのですが、それもできる限り小さなユニットで解決しようとするのが基本になります。そうしないと依存が起こってしまうのです。
- ◆ 依存と自立という概念も以前と違いを単位とするものではありません。個人は非常に弱い存在で、市場の荒波や市場の流動性を背景とした行政の予算の変化によって、木っ端微塵になってしまいかねないような存在です。そのため、まずは共同体の自立を考え、それを背景にして初めて個人が自立できると考えるべきです。これはマイケル・

サンデルを始めとしたコミュニタリアンと言われる人たちの立場になります。

- ◆ どの国でも同じような方向性が提案されています。今までうまくいっていたものが、うまくいっていないという認識から始めるということ、我々がどんどん不幸になっていくかも知れないという危惧から出発することです。人々の不安の度合い、例えば体感治安という言葉で言い表されたりしますが、凶悪犯罪が全盛期の1/7とか1/5に減っているにもかかわらず、人々には統計的には全く根拠のない不安があるのはなぜか、そういうことから話を始めることが大切なのです。不安だから防犯を強化するとか監視カメラをつけるというのが残念ながらセキュリティヒステリーあるいはクレイジークレイマー問題と言わざるを得ないと思います。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。
- ◆ 地域の方針決定への区民参加の前提として、宮台委員のおっしゃるように、きちんとした情報が伝わっていないということがあるのではないかとはいえます。
- ◆ 一巡しましたが、追加してご意見をお聞かせいただければと思います。
- ◆ 議会が厳然としてありますので、区民参加のやり方を決めるにも、いずれにしても議会にかかるテーマではあります。
- ◆ 五つか27か、あるいは小学校の校区というお話でしたが、小学校の校区はいくつあるのですか。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 小学校は64です。

（竹田副部長）

- ◆ そうすると64という単位になると思いますが、どれがよいのか最終的には議会で議論していただくことになると思いますが、上島委員からは先ほど、例えば64の中のある一つの学区に特定の問題があった時に、公開討論会やワークショップが適しているのかというお話がありました。そういう議論はもちろんあると思います。

（宮台委員）

- ◆ 一例として住民投票とワークショップの組み合わせについてお話しましたが、世田谷でやるべきだという話をしていっているではありません。参加と包摂の具体的な戦略を立てない限り、世田谷はよい場所にならないということなのです。機能的に強化できるのであれば他の方策をいくらでも考えるべきだと思いますし、そうしたものを総合して考えなければならぬと思います。
- ◆ そんなことができるのかとよく言われるのですが、そうではなくて、それをできるよ

うにしていくことが課題で、それがクリアできないと社会が生き残れないのです。

- ◆ 日本でどれだけの自治ユニットが生き残れるのかについては、あまり樂觀できないと思います。参加と包摂に成功するところと、うまくいかないで話し合うことでお互いトゲトゲして分断が進んでしまうようなところも必ず出てきます。要するに歩留まりの問題なのです。そういった場合はどちらにしていくのかがポイントで、そういうやり方以外にフィクションのまゆは破れないですし、議会に正当性を与えることができないのです。
- ◆ 先ほど松田委員に対するお答えで申し上げたことなのですが、住民投票を行い、公開討論会・ワークショップをベースに議会が営まれるということは、議会の議員は今までよりも負担が免除されることで、はるかに専門的にいろいろな問題に傾注できるはずなのです。我々は住民参加で解決できることを前提として、あるいは住民参加で探求・シェアすることを前提として、その先もっと高いハードルを議会に越えてもらうことがポイントになるのです。それができない場合には選挙で洗礼を受けさせることとなります。今までの水準に留まっている限り、住民もダメだし、議員もダメだと思います。

（宮本委員）

- ◆ 私は議会のお話はよくわからないのですが、第3部会と第2部会で議論したのはコミュニティの話なのです。
- ◆ 今現在、学校協議会というのを各学校で地区ごとに行っているのですが、そこに議題によっては消防署の方や警察の方が来てくれたりして、PTAの人と学校の近所の住民の方や町会の方とが話し合いをしたりして、現在の子どもの状況や学校教育のこと、PTAの状況や、運動会があるからあるいは変質者が出たから注意してくださいなどといった話をしています。それを、どこのレベルにどのように持っていくのかを今お話しの方がよいのではないかと思います。第3部会では五つの支所でわけるか、出張所でわけるか学校区でわけるかというレベルで話の展開をして欲しいということだと思います。

（森岡委員）

- ◆ 住民の自主的な実践的な活動は小学校区単位です。
- ◆ けれども、ここに「方針決定」と書いてあるので、私は意思決定過程の話だと思って、ならば小学校区単位では小さ過ぎるのと、行政とのからみがあるので小さくとも出張所・まちづくり単位で、その次は支所ということになり、そこへどのように住民が意思決定に参画できるかを考えていました。そういった意思決定の参画と、日々の防災や子どもの見守りといった数多くの地域の活動に参加することとが、どう有機的に結びつくかを考えなければならないと先ほどから申し上げているのです。

- ◆ 問題によって、空間的背景も違いますし、集まる人も違うという話なのですよね。

（宮本委員）

- ◆ 私も森岡委員のおっしゃるとおり出張所単位がベストだと思います。小学校では実際にもうやっていますので、そこを上手に汲み上げていただいて出張所単位でやっていただいて、そこで上がった問題点を、区民が選んだ区議会議員によって区議会で集約するのがよいと思います。

（森岡委員）

- ◆ 出張所・まちづくりセンターの機能、人員配置、これが非常に重要になるということですよ。

（宮本委員）

- ◆ そうですね。

（森岡委員）

- ◆ 次の「外国人、障害者などを排除しない社会について」という議題を事務局が出したのは、これまでどこでも議論していないからです。基本構想にどのくらいのせよかということみなさんの意見をうかがいたいのです。新宿区や豊島区、港区あたりでは外国人問題は大きいのですが、世田谷区は%のレベルです。
- ◆ 宮台委員がおっしゃった社会的包摂のシステムについては、外国人も障害者も一人暮らしの高齢者も社会的弱者もすべて含めて社会的包摂のシステムを世田谷で考えよう、というレベルのことを基本構想に記載した方がよいのでしょうか。外国人だけ特化して書くのは世田谷ではまだ早いのではないのでしょうか。

（竹田副部長）

- ◆ （1）については、方針決定と書いてありましたし、宮台委員のお話の中で公開討論会・ワークショップという話がありましたので、支所単位か出張所・センター単位かは別として、そのような手法で地域のみなさんが意見を取りまとめて区議会に上げるとなると、区議会ではそれをどう処理するのか条例をつくらなければならないのではないかと申し上げたのです。
- ◆ 「地域の方針決定への区民参加について」は、基本的に反対の委員の方はいらっしやらないようなので、これは含めていくということで、この段階では終わりにしたいと思います。
- ◆ 次に、「外国人、障害者などを排除しない社会について」、先ほど森岡委員がお話されたことについてご意見をうかがいたいと思います。松田さんいかがですか。

（松田委員）

- ◆ 地域方針に関して1点だけコメント申し上げたいのが、地域によって住んでいる層が異なるので、地域の特色が出てくるかと思えます。それによって反映される方針が変わってくるかと思うのですが、それをチェックする機能が区全体の中に設けられるとよいと思います。小さな政府ということで各自治体に任せることはよいと思いますが、それを組み合わせてできたものが世田谷区になりますので、そういったユニオンの考え、地域の独自性を持たせつつ世田谷区のブランドとして世田谷区全体がどうあるべきかという、小さなものと全体を取り巻くものが総合的に連携されると面白いと思います。その点を基本構想に盛り込んでいただきたいと思えます。
- ◆ 2点目の論点については、私も森岡委員と同意見です。特定のもの（例えば私の場合は子どもがいますので、待機児童はどうなるのかなど）をピックアップして盛り込むのではなく、総合的に考えた文言を盛り込むのがよいと思えます。

（竹田副部長）

- ◆ 上島さん、2点目についていかがですか。

（上島委員）

- ◆ ここに表記されています外国人、障害者その他様々あると思えますが、排除しない社会というのは当然目指すべきだと思えますが、ここは表現の問題ではないかと思っています。具体的には様々な苦情・要望が出ていると思えますが、基本的にみなさんが住みよい形に向けて議会・行政で努力している最中ですので、表現を工夫いただくとよいのではないかと思います。

（竹田副部長）

- ◆ 「排除しない」よりは「包摂」の方がよいという感じはしますね。「排除しない」だと差別もありますし、いろいろと感じてしまいますので、「包摂」がよいのではないでしょうか。
- ◆ 宇田川さんどうぞ。

（宇田川委員）

- ◆ 学校とまちづくりの出張所の話が出ましたが、これからお子さんを大事にしなければなりませんし、人口が減っても困るというのはわかるのですが、出張所でお年寄りの方に行けば介護が足りないから介護をしなければならない、ということで両方やっていたら両方だめになってしまわないかという危惧もあります。学校だけでやるわけにもいかないでしょうし、学校2校ずつでも足りないだろうし、難しいところだと思

ます。その点よくご相談いただいでやっていただくとよいと思います。

（竹田副部長）

- ◆ 外国人、障害者などを排除しない社会というテーマはどうですか。

（宇田川委員）

- ◆ 世界の平和のためには当然みなさんで面倒を見てあげなければならないと思います。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。
- ◆ では、宮台委員をお願いします。

（宮台委員）

- ◆ 社会的弱者を包摂することも大事だと思いますが、プラスαで地域住民の分断を克服していくことも大事だと思います。例えば、3.11の災害の後、多くの世田谷区民が子どもを連れて疎開したと思うのですが、私が聞き知る限りでは、よその子を連れて疎開した人は非常に少ないのです。昔だったら当たり前だったのではないのでしょうか。なぜ自分の子どもとよその子の間に分断性を入れ、自分の子どもだけを疎開させるのかでしょうか。いろいろな家庭事情があり、本当は疎開させたいけれどできない親もいれば、そうでない親もいます。地域や隣人にそのような親がいれば、気持ちを汲み取って、私たちが連れて行きますと提案するような社会であって欲しいと思います。いわゆる社会的弱者の包摂に加えて、地域住民の健常者の分断、世代による分断があったり、距離が50m離れているからといって分断されていたり、生活時間帯による分断や、マンションのような管理人に依存すれば全てが回るようなシステムに浸かっているが故に存在する分断もあるでしょう。そういった分断を克服していかなければ、いざシステムが回らなくなった時には、どんなに防災を叫んでも、実際の社会は回らなくなってしまいます。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。

（森岡委員）

- ◆ 重要な指摘だと思います。住民の中でも住宅階層によって分断されています。

（竹田副部長）

- ◆ 2点目の論点について、他にご意見はありますか。



- ◆ 上野委員いかがですか。

（上野委員）

- ◆ 排除しないという、あえて刺激するような表現はやめていただきたいと思います。
- ◆ 分断しない社会を目指すというニュアンスがうまく表現されたらと思います。

（宮本委員）

- ◆ 排除という言葉はよくないと思います。私は留学生の面倒を見ていまして、外国人に対してそういう思いはありません。おそらく在日の方のことをここで外国人と言っているのだと思います。在日の方は、国際問題を今テレビでいろいろと取り上げられて大変だと思います。国同士の問題も大切ですが、個人が人間として付き合いしていくということを心のどこかにとめておくのが上手に付き合う基本だと思います。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。
- ◆ 他になれば、3点目の「基本構想を条例とすることについて」、事務局から説明をお願いします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ この点については、第3回の当部会で議論をいただいています。その際は、基本構想そのものを条例化することは確かに重みを持つが、重みを持たせたいかどうかについては判断が必要だというご意見をいただいています。また、条例になると、法的効力を持たせることになるので、行政としても議会としても区民にとっても、それなりの覚悟を持つことになるだろう、というご意見もいただきました。その他の意見も含めまして、第1部会としての意見の明確な方向性を得られていないのが現状です。
- ◆ 基本構想の内容が条例として位置づけることを必要とするものになるかどうか、それにしなだって判断するということではどうかと事務局では考えました。そのような整理でよいかどうかについて、事前に各委員にご意見をうかがいましたが、現状では特にご意見をいただいております。

（竹田副部長）

- ◆ 法律改正の話もしてください。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 基本構想を議会で議決を得るということについては、自治法の改正により義務付けられなくなりました。基本構想の議決自体を今では自治体独自の判断で行うことができ

ます。

- ◆ 基本構想を議決し、それによって基本構想を決定するというところだけを仮にした場合には、そういうことを決めますという条例をつくる作業が必要になります。一方、基本構想自体を条例にする場合は、その条例案を議会に提出して議決をいただくことになります。
- ◆ 区で議決をするという方向でということが、部会長の会議の中で意見として出たことを踏まえ、そのとおりに進めようとするならば、いずれにせよ区は条例を提出しなければなりません。
- ◆ わかりにくいかも知れませんが、第1回の部会のところで条例にするかどうかの資料を整理してお出ししておりますので、改めてご覧いただきますとご理解いただけるのではないかと思います。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。
- ◆ 以前の自治法から変わって、今、基本構想をつくっても、それは議会の議決を必要としないし、議決があってもよいし、条例にしてもよいということです。
- ◆ 議会で議決をするというのであれば、議決が必要だという条例をつくらなければならないと、また、条例にするというのであれば、条例案をつくらなければならないということです。
- ◆ では、議員である上島さん、ご意見をお願いします。

（上島委員）

- ◆ 確認なのですが、議会側への説明として、議決をするという前提でのお話をしていませんでしたか。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 今現在、世田谷区としては委員会・本会といった公の会議体の中で基本構想に議決をいただくということについて、正式に表明してはいません。
- ◆ 現在、これでやりますというような決定はしていません。ただ、義務はないものの、議決する方向を見込んで進めていますということで、区議会にご意見を言わせていただいた場はあります。

（竹田副部長）

- ◆ 前回の20年前については、条例案はつくることなく、議決のみしているのでしょうか。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 前回の基本構想の際には、自治法に基づいて議決をしています。

（上島委員）

- ◆ 私は、基本構想審議会に臨むに当たり、議員ということで、区民代表の一人として区議会から選出されたのだと思いますが、その中で冒頭に申し上げたのは、議会での議論を私だけでなく50人いる全ての議員がしっかりと議論していただく場があるからこそ、それよりも専門的な意見や、まさに区民という立場でご意見をいただく方の意見をぜひしっかりと聞いていきたいという思いで臨んできました。わたしは、基本構想という区の羅針盤については議会ですっきりと決めていただくことが、区としても、行政としても動きやすいでしょうし、我々議会側も区民にとっても、誰かが勝手に決めたものではなく、手続を踏んで決めたものであるべきだと思います。内容について時代の変化によって変化が出てくれば、議会も含めて考えていくべきことだと思います。

（竹田副部長）

- ◆ ありがとうございます。議決条例問題についてその他にご意見ありますでしょうか。

（森岡委員）

- ◆ 議会ですっきりと決めていただくという条例を作るのは、最低限だと思います。正当性の担保という点では、どうしても必要だろうと思います。問題は、基本構想全体を条例化するかどうかだと思います。これは、先ほど小田切課長からご説明があったように、作って見ないとわからないという面があります。その意味で、今日この場で決められる話ではないので、起草委員会で案が出来て、かなり固まったところで、審議会全体ですっきりと決めていただきたい。

（竹田副部長）

- ◆ いかがでしょうか。

（松田委員）

- ◆ 1点のみ確認のためですが、各部会が始まった当初も意見が出たと思いますが、20年前に作られた基本構想を改めて読んでみての感想が皆さんから出たと思います。どの程度実現されたかわからないといった意見が出ました。そういった意見が出て、部会などが始まったと認識しています。仮にですが、森岡先生がおっしゃるとおりで、できて見ないとわからないですが、仮に出来てみて、当然ながら前回等違う特色のある基本構想を作ろうと皆さんは頑張っていると思います。作られて、議決をされないまま終わったとした際に、その成果というのはどう測るのでしょうか。要は、議決によって担保されない中で、どういう形で評価されるものなのかわかりませんでした。

（竹田副部長）

- ◆ 評価するものなのかどうかよくわかりません。

（松田委員）

- ◆ 決まったものが、どう実現されていったのかとか、20年後を見据えたものになるのか、どういう尺度で、議会の議決以外の方法があるのか見えません。

（竹田副部長）

- ◆ 事務局から、議決の有無について、説明してください。

（事務局・宮崎政策経営部長）

- ◆ 基本構想を議決物にしないとした場合、この下に合わせて基本計画の大綱があります。宮台委員からのお話にあったように、今回の審議会でのお話では、なるべくリアリティに富んだ、現実に即してあるべき姿を作っていくことを、この間の議論で承っていると理解しています。私たちの言葉でいう行政計画があります。要は、行政が事業も含めて実施する上でおもとにしているものです。こうした形のもものが何本もあるのですが、そのおもとになるのだらうと思います。基本構想の議論の中で、区民、行政も含めて、公共的な方針として共有していきたい。行政の中での位置付けが馴染むかどうか、審議会などでも議論いただき、その位置付けについてご判断、ご意見をいただきたいと思っています。

（竹田副部長）

- ◆ よろしいでしょうか。この件は、会長からお話があったように、中身が出来ないと、条例にしたほうがよいのか決められないと思います。基本構想を条例として位置づけるかどうかについては、改めて判断したいと思います。
- ◆ それでは、資料40の3枚目をご覧いただきたいと思っています。基本構想、基本計画大綱という構成が書かれていて、事務局でこれまでの第1部会で議論されてきた内容をまとめています。基本計画大綱については先の話になると思いますが、会長・部会長会議で、3つの分け方をされています。まず、「策定の背景：世田谷区の歴史的沿革」があります。「区民と行政で共有する公共計画」、「各種行政計画の基本となる最上位の計画」というのが基本構想の位置付けになります。「基本理念」として、「区民が地域の主人公として地域に関わる社会の実現」、「重点的・具体的な施策」として「地域での新たなつながりの形成」、「若い人たちが参加できる組織団体を考え、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの参画などにより新しい地域ネットワークをつくっていく」や「地域の範囲は、出張所・まちづくりセンターから小学校区を基本とする」、「行

政のルール管理者への移行」。「実現の方策」として、「区民、事業者、行政の役割分担、協働をどう進めていくかを示す」、「区民による基本構想の進捗状況のチェック」、「身の丈（財政状況）に応じた施策」ということで、今日議論した地域の方針決定への区民参加、あるいは社会的包摂の重要性についても入るのかと思います。たたき台として事務局で作っていただいたのですが、これについてご意見ございますか。

（森岡委員）

- ◆ 確認したいのですが、最初は将来像のようなものを入れることになっていたと思いますが、将来像については外すということでもよろしいでしょうか。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 将来像については、もう少し議論の熟した結果を持って、改めて構想の中で謳う部分についてはもう少し慎重にというご意見もございますので、将来像については外すことにしております。

（森岡委員）

- ◆ 例の「～のまち」というのは大変立派でよいが、それがどこまで実現できたかという、ずっと実現しなければならないものですから、他の区はみんな書いていますが、それは止めてみて、世田谷らしい特色を出そうということなのではないかと私は推測しています。

（竹田副部会長）

- ◆ 今後の部会運営について、理念、将来像、重点政策を意識して議論を整理することになっていますが、将来像は落とそうということでしょうか。

（事務局・田中基本構想・政策研究担当部長）

- ◆ 7月末の部会長会議の際には、そういうお話であったかと思います。その前に第1部会で基本構想の造りについて議論いただいた内容を主にベースにしております。将来像については、森岡会長がおっしゃったとおり、「～のまち」というよりも、もう少し具体的で、「こうするんだ」という意志を表す書き方のほうがよいのではないかとご意見がありました。確かに部会長会議の際には、将来像という表現になっていましたが、その後目標のような形のほうがよいのではないかとこのことで現在はこういう書き方にしております。ここに書いた「具体的な施策」という表現がよいのか、基本構想ですから、目標のような書き方がよいのか、そのあたりの言葉づかいが事務局として練られていなくて申し訳ないと思います。目指すところというものを書いていないのですが、意志を含めた案として書いております。

（竹田副部長）

- ◆ ご意見があればどうぞ。

（森岡委員）

- ◆ 3番目は、具体的には目標と重点的な施策ということになるということによいのですね。

（竹田副部長）

- ◆ 地域の話ですけど、「出張所・まちづくりセンターから小学校区を基本とする」となっていますが、必ずしもそうではなく、支所を単位としたほうがよいこともあるでしょうし、あるいは区全体を単位にしたほうがよいこともあるでしょう。このように決め付けてしまってよいのでしょうか。

（森岡委員）

- ◆ これは、書き方がよくないと思います。重層的な範囲になっているというふうに言っていて、具体的に言うと、町会単位、小学校区単位、まちづくりセンター単位、総合支所単位というような重層的な地域の範囲を十分に踏まえた上で、政策を考えていきましょうというほうがよいのではないのでしょうか。少し説明が足りないと思います。
- ◆ お願いですが、起草委員会を次の第3回審議会で作るということをお認めいただいた上での話ですが、起草委員会で基本構想の素案作り、たたき台をつくらなければなりません。そういう時、一番大事なのは基本理念と目標と重点ですが、第1部会として入れてほしいというものがあれば仰っていただきたいと思います。出していただければ、事務局のほうでまとめて、起草委員会に渡すことになります。基本構想の作成に責任がある私としては、できればそういう意見をいただきたいと思います。今日は、思いつかなくても、事務局がまとめてくださった資料40を基にそれぞれ検討されて、メールなどで事務局へお返事いただいてもかまわないと思います。

（竹田副部長）

- ◆ 事務局お尋ねしますが、資料40は非常に重要な資料ですが、各委員でそれぞれ読んでいただいて、基本構想の項目出しについてメールで意見を出す場合の、締切はいつですか。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 10月の第1週くらいを目途にしていいただければと思います。メールでご案内をお送りいたします。

（森岡委員）

- ◆ メールを出すのを忘れた人は、次の審議会の際にメモを出していただければ間に合うのではないのでしょうか。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ はい。

（竹田副部長）

- ◆ 次の審議会は10月18日ですので、10月の第2週でも可能ですか。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 次の審議会の際にご意見いただいても結構かと思います。

（竹田副部長）

- ◆ 委員においては、内容を精査していただければと思います。

（松田委員）

- ◆ 「行政のルール管理者への移行」とはどのような意味ですか。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 「行政のルール管理者への移行」という言葉は、本日お配りしている資料の資料37をご覧くださいと思います。これまでの第1部会の議論の中に行政の役割としてルール管理者に徹するべきと言うご意見がありました。資料37のAの資料に書いてあります。真ん中から下に、行政という大きな括りがあり、そこに「役人ではビジネスは失敗」、「行政は事業の直接実施や補助金行政をやめて、ルール管理者に徹するべき」と書いています。基本構想の中に言葉として入れさせていただきました。

（竹田副部長）

- ◆ それでは時間もきてしまいましたので、事務局から連絡事項をお願いします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 先ほども申し上げましたが、第3回の全体の審議会を10月18日（木）午後7時から開催としたいと事務局では考えています。会場は区役所第2庁舎4階の区議会の大会議室です。開催通知は改めて送付させていただきます。また、座長からお話がありましたように、資料40の修整については18日でも結構かと思いますが、もしそれ以前

にご意見や、資料についてのご諮問があれば、事務局のほうまでご連絡をいただければと思います。また、第3回審議会の資料も10月上旬に事前送付を予定していますので、できるだけ事前にいただけますと他の委員の方にご覧頂く機会があるということで、第3回の審議会も議事進行が円滑になると思います。是非ご協力をお願いいたします。短い時間で恐縮ですが、ご了承いただければと思います。本日の議事録等につきましても整理ができ次第ご案内いたします。本日お配りした資料の中に第4回の資料がございます。それは後ほどご覧いただければと思います。事務局からは以上です。

（竹田副部長）

- ◆ それではこれもちまして第1部会の第5回を終わります。長い時間ありがとうございました。

午後8時30分閉会